

# 競争入札参加者心得

豊島区

(趣旨)

第1条 この心得は、豊島区(以下「区」という。)が行う一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者(以下「入札参加者」という。)が守らなければならない事項を定めるものとする。

(資格確認及び指名の取消し)

第2条 一般競争入札に参加する資格を有すると確認された者及び指名競争入札の参加者の指名を受けた者(以下これらを「資格確認を受けた者」という。)は、地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者に該当するときは、直ちにその旨を届け出なければならない。

2 前項に該当する者に対して行った一般競争入札参加資格の確認及び指名競争入札の参加者の指名は、特別の理由がある場合を除くほか、これを取り消す。

第3条 資格確認を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する者となった場合又はこれに該当する者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する場合は、当該資格確認及び指名は、これを取り消すことができる。

- (1) 豊島区競争入札参加停止及び指名停止等措置要綱(平成20年8月1日付総務部長決定)に定める取扱要件に該当する者
- (2) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にした者又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (3) 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (4) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (5) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者
- (6) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (7) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (8) 豊島区暴力団等排除措置要綱(平成21年3月6日 総務部長決定)

により入札参加除外措置を受けている者

第4条 資格確認を受けた者について、経営、資産、信用の状況の変動により、契約の履行がなされないおそれがあると認められる事態が発生したときは、当該資格確認及び指名を取り消すことができる。

(入札保証金)

第5条 入札参加者は、その見積もる契約金額の100分の3に相当する額以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付を免除する。

- (1) 競争入札に参加しようとする者が、保険会社との間に区を被保険者として入札保証保険契約を締結し、入札前にその入札保証保険契約に係る保険証券を区に提出したとき。
- (2) 競争入札の参加者の指名において、入札保証金の全部又は一部の納付を要しないものとされたとき。
- (3) 入札保証金に代えて担保を提供したとき。

入札保証金の納付に代えて、豊島区契約事務規則第13条に掲げるものを担保として提供することができる。この場合において、当該担保の価値は、担保の種類ごとにそれぞれ同規則第14条に定めるところによる。

(入札保証保険証券の提出)

第6条 入札参加者は、区を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合においては、当該入札保証保険証券を提出しなければならない。

(入札保証金の納付方法)

第7条 入札参加者が入札保証金を納付する場合は、第5条の入札保証金を区が指示した手続き及び期限により納付しなければならない。

(入札の基本的事項)

第8条 入札参加者は、区から提示された設計図、仕様書、工事数量表、契約書案、見本及び工事現場等契約締結に必要な条件を検討の上、入札しなければならない。

- 2 設計図、仕様書、工事数量表等に誤記又は脱落があった場合において、当該誤記又は脱落のあることが提示された書面等の相互の関係により明白であり、正当な表記が容易に推測されるものであるときは、落札

者は契約締結の際、その誤記又は脱落を理由として契約の締結を拒み、又は契約金額の増額を請求することができない。

- 3 入札参加者は、入札の際に競争入札参加資格審査受付票を持参し、区長より契約事務の委任を受けた者(以下「契約担当者」という。)から提示を求められた場合には提出すること。
- 4 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた金額)をもって、落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、区が指示するものについては、必要な税を含めた金額を入札書に記載するものとする。
- 5 入札は、総価により行わなければならない。ただし、区が単価契約等の特定の方法によるべきことを指示した場合には、その指示するところによる。

第9条 入札書は、次の要領並びに別紙の方法により記入すること。

- (1) 金額はアラビア数字(1、2、3、…)を用いて記入し、訂正しないこと。また、金額の頭書には¥の記号をつけること。
- (2) 競争入札参加資格審査受付票に使用印又は代理人印を登録している場合はその印を、それ以外の場合は代表者印を、必ず押印すること。

(入札の辞退)

第10条 資格確認を受けた者は、入札時まで、いつでも入札を辞退することができる。

2 資格確認を受けた者が入札を辞退するときは、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 入札前にあつては、入札を辞退する旨の書面を直接持参するか郵送若しくは信書便により送付するものとする。
- (2) 入札中にあつては、その旨を入札書に記載し入札箱に投入すること。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第11条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法

律(昭和22年法律第54号)に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- 4 入札参加者は、入札前に他の入札参加者をさぐる行為をしてはならない。

#### (入札)

第12条 入札参加者は、入札書に必要な事項を正確に記載し、記名押印(競争入札参加資格審査受付票に使用印又は代理人印を登録している場合はその印を、それ以外の場合は代表者印を、必ず押印することをいう。以下同じ)の上、封をして、あらかじめ確認通知若しくは指名通知において示した日時及び場所において、契約担当者の指示により入札箱に投入しなければならない。

- 2 一般競争入札においては、入札参加者は、入札の際に、積算内訳書又はこれに準ずるものを添付した資料(以下「積算内訳書」という。)に必要な事項を記載し、記名押印の上、持参しなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、事項確認通知若しくは指名通知において郵便による入札が認められたときは、郵便による入札をすることができる。
- 4 前項の規定に基づき入札する場合は、入札書(一般競争入札にあっては、積算内訳書を含む。)は、別途指示された日時及び場所に到達していなければならない。

#### (入札書の書換等の禁止)

第13条 入札参加者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

#### (入札の中止)

第14条 入札参加者が第2条及び第3条に抵触したおそれがあるときなど、区が必要と認めるときは、競争入札の執行を延期し、当該入札に関する調査を行うことができる。調査の結果、競争入札を公正に執行することができないと区が認定したときは、競争入札の執行を中止することができる。

2 前項の規定により区が調査を行うときは、入札参加者は調査に協力しなければならない。

3 競争入札の執行に際して、天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は中止することができる。

(開札)

第15条 開札は、入札の終了後、直ちに、当該入札場所において入札参加者を立ち合わせて行う。

2 郵便による入札により行われた入札について開札するときは、区が指定した入札参加者又は当該入札事務に関係のない当区職員を3名立ち合わせるものとする。

(入札の無効)

第16条 次の各号のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札に参加する資格がない者のした入札
- (2) 所定の日時までに所定の入札保証金を納付しない者のした入札
- (3) 郵便による入札を認められた場合において、その送付された入札書が所定の日時までに所定の場所に到着しないもの
- (4) 一般競争入札において事前に公表した予定価格を超える金額で入札されたもの
- (5) 一般競争入札において、積算内訳書を持参しない者のした入札
- (6) 入札書及び積算内訳書の記載事項が不明なもの又は入札書及び積算内訳書に記名若しくは押印のないもの
- (7) 同一事項の入札について、2通以上の入札書を提出した場合で、提出の前後を判別できないもの又は後に提出したもの
- (8) 他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をした者に係る入札
- (9) 入札書の金額の表示を書換え、又は訂正したもの
- (10) 一般競争入札において入札書に記載した金額と積算内訳書の合計額に相違があるもの
- (11) 同一の入札書に2件以上の入札事項を連記したもの
- (12) 前各号に定めるもののほか、特に指定した事項に違反したもの

(落札者)

第17条 次の各号に掲げる者は、これを落札者とする。

- (1) 区の支出の原因となる契約については、第18条から第20条の適用を受ける場合を除き、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をも

って入札した者を落札者とする。

(2) 区の収入の原因となる契約について、予定価格の制限の範囲内で最高の価格をもって入札をした者

(最低価格の入札者以外の者を落札者とする場合)

第18条 工事又は製造その他についての請負(物品の調達を除く。以下「工事等その他請負」という。)の競争入札の場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者の当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、前条の規定にかかわらず、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

(低入札価格調査制度)

第19条 工事又は製造その他についての請負の競争入札の場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者の当該入札に係る価格が、あらかじめ設けた調査基準価格を下回り、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかについて調査することとなったときは、その者は、当該調査に協力するものとする。

(最低制限価格の設定)

第20条 工事又は製造その他についての請負の競争入札の場合において、あらかじめ最低制限価格を設けたときは、第17条の規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者等とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

(入札の失効)

第21条 前3条の規定により、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者が落札者にならなかった場合は、その者が行った入札は失効とする。

2 入札参加者(共同企業体等)にあつてはその構成員を含む。また、第2

号にあっては、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人を含む。)が次の各号のいずれかに該当することが、落札者等と決定されるまでの間に判明した場合は、その者のした入札は失効とする。

- (1) 第2条第1項に該当したとき。
- (2) 第3条各号に定める者に該当したとき。
- (3) 第4条に定める事態に該当したとき。
- (4) その他著しく信用を失墜する行為があったとき。

(くじによる落札者等の決定)

第22条 落札者等となるべき同価の入札をした者が決定すべき落札者の数を超えるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

2 前項の場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない区職員がくじを引くものとする。

3 前2項の規定により、落札者を決定したときは、くじを引いた入札者又は前項の規定によりこれを代行した区職員は、その旨を落札者の入札書等に記入し、記名するものとする。

(入札結果の通知)

第23条 開札した場合において、落札者があるときは、その者の氏名(法人の場合は、その名称)及び落札金額を、落札者等がないときはその旨を、開札に立ち会った入札者に知らせる。この場合において、落札者となった者が開札に立ち会わなかったときは、その者に落札者となった旨を通知する。

(再度入札)

第24条 開札した場合において、各入札参加者の入札価格が予定価格の制限の範囲内でないとき(最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の入札がないとき。)は、直ちに再度入札を行う。ただし、予定価格を事前に公表している一般競争入札及び入札参加者全員の入札価格が最低制限価格未満である入札においては再度入札は行わず、不調とする。

2 前項の再度入札の回数は、原則として2回以内とする。

3 前回の入札において、第16条の規定により無効とされた入札参加者又は最低制限価格を設けた場合の最低制限価格未満の価格で入札をした者は、再度入札に参加することができない。

(再度入札の入札保証金)

第25条 前条の規定により再度入札をする場合においては、1回目の入札に対する入札保証金の納付(入札保証金の納付に代えてなされた担保の提供を含む。)をもって再度入札における入札保証金の納付があったものとみなす。

(落札決定の取消し)

第26条 落札者と決定された者(共同企業体等にあつてはその構成員を含む。また、第2号にあつては、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人を含む。)が次の各号のいずれかに該当することが、第29条の規定により契約が確定するまでの間に判明した場合は、区の特別の理由があるときを除くほか、当該決定を取り消す。

- (1) 第2条第1項に該当したとき。
- (2) 第3条各号に定める者に該当したとき。
- (3) 第4条に定める事態に該当したとき。
- (4) その他著しく信用を失墜する行為があつたとき。

(契約書の作成)

第27条 落札者は、速やかに契約書2通を作成し、記名押印の上、区に提出しなければならない。

2 契約書の提出があつたときは、区長が当該契約書に記名押印し、そのうち1通を落札者に返付する。

(契約書の作成の省略)

第28条 豊島区契約事務規則第44条の規定により契約書の作成を省略する場合は、落札決定の後に、又はあらかじめ確認通知若しくは指名通知において指示する。

2 前項の規定により契約書の作成を省略する場合においては、落札者は、請書1通を作成し、記名押印のうえ速やかに区に提出しなければならない。

(契約の確定)

第29条 契約書を作成する契約にあつては、当該契約は、区長が落札者とともに契約書に記名押印したときに確定する。

(入札保証金の返還)

第30条 入札保証金(入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。以下この条において同じ。)は、落札者に対しては次の各号の区分により、その他の者に対しては落札決定後、これを返還する。

- (1) 当該入札に係る契約が、契約書の作成を要するものにあつては、前条に定める契約の確定後
- (2) 契約保証金の全部を納めさせないこととした場合においては、契約の確定後

2 入札保証金の返還を受けようとする者は、入札保証金預書及び入札保証金還付請求書を提出するものとする。

(入札保証金に対する利息)

第31条 入札保証金には利息を付さない。

(入札保証金の区への帰属)

第32条 落札者が契約を締結しないときは、当該落札者の納付に係る入札保証金は、区に帰属するものとし、入札保証金の納付に代えて提供された担保については、区がこれを執行するものとする。

(契約保証金)

第33条 落札者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を、区に納付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を納付しないことができる。

- (1) 落札者が保険会社との間に区を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証券を提出したとき。
- (2) 落札者が前払保証事業会社との間に区を被保険者とする保証証券を提出したとき。
- (3) 物件の売払契約において、売払代金が即納されるとき。
- (4) 確認通知又は指名通知において、その全部又は一部の納付を要しないものとされたとき。

2 契約保証金に代わる担保

第5条第3号の規定は、契約保証金について準用する。

(契約保証金の納付方法)

第34条 契約保証金は、区の発行する納付書により納付しなければならない

ない。

(履行保証保険証券の提出)

第35条 落札者は、区を被保険者とする履行保証保険契約を締結したときは、速やかにその保険証券を提出しなければならない。

(契約保証金に対する利息)

第36条 契約保証金には利息を付さない。

(前金払の対象、率、最高限度額等)

第37条 前金払の対象は、土木工事、建築工事及び設備工事並びにこれらの工事に係る設計及び調査(以下「工事等」という。)とし、入札条件として、当該工事等が前金払の対象工事である旨を明示したものについて行う。

2 前項に規定する前金払の率及び最高限度額は、豊島区公共工事の前払金取扱要綱(昭和49年4月1日区長決裁)第3条に規定する率及び同要綱第4条に規定する最高限度額とする。

(前金払に関する特約条項)

第38条 前条に定めるもののほか、前金払については、入札条件及び特約条項に定めるところによる。

(翌年度以降にわたる工事の特例)

第39条 前払金は、翌年度以降にわたる工事についても、原則として、初年度に支払うものとするが、債務負担行為を伴う工事等については、前払金の全部又は一部について、翌年度以後に支払うことができる。

(前払金の請求)

第40条 前払金を請求しようとするときは、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第5条の規定に基づき、登録を受けた保証事業会社と当該工期を保証期間とする同法第2条第5項の保証契約を締結し、その保証証書(正本及びその写し)を区に提出しなければならない。

(中間前金払の対象、率、限度額等)

第41条 工事等の中間前金払は、前金払を行った後、第37条に規定す

る限度額の範囲内において、以下の要件に該当し、区の承認を受けたときは契約金額の2割を限度とした中間前金払をすることができる。ただし、第45条に規定する部分払を受ける場合は、中間前金払を受けることができない。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の2分の1以上の額に相当するものであること。

(前金払に関する特約条項)

第42条 前条各号に規定する中間前金払の率、限度額等は、特記仕様書に明示されたところによる。

(翌年度以降にわたる工事の特例)

第43条 中間前払金は、翌年度以降にわたる工事についても、原則として、第39条各号の要件を満たした年度に支払うものとするが、債務負担行為を伴う工事等については、中間前払金の全部又は一部について、翌年度以後に支払うことができる。

(中間前払金の請求)

第44条 中間前払金の請求については、第40条の規定を準用する。

(部分払の対象)

第45条 部分払は、入札条件として特記仕様書に明示したものについて行う。

(補則)

第46条 この心得に定めのない事項については、区の指示するところによる。